

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月19日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 (さいたま市大宮区下町一丁目55番1号) 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区金港町3番地1) 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号) 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 (大阪市北区大淀南一丁目5番10号) 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区中山手通三丁目7番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

当社子会社であるJTI-Macdonald Corp. が、カナダにおいて、同国ケベック州政府より訴訟の提起を受けたことが判明しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき提出するものであります。また、同様の訴訟が、同国アルバータ州政府、マニトバ州政府及びサスカチュワン州政府により提起されたことが受訴裁判所への確認により判明しておりますので、あわせて記載しております。ただし、これら3州による訴訟については、本臨時報告書提出日時点において、訴状を受領していません。

## 2【報告内容】

イ. 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- (i) 名 称 JTI-Macdonald Corp.
- (ii) 住 所 オンタリオ州ミシソーガ (カナダ)
- (iii) 代表者の氏名 Michel A. Poirier

ロ. 当該訴訟の提起があった年月日

- ①ケベック州 平成24年6月8日
- ②アルバータ州 平成24年6月8日
- ③マニトバ州 平成24年5月31日
- ④サスカチュワン州 平成24年6月8日

ハ. 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

①ケベック州

- (i) 名 称 ケベック州政府 (カナダ)
- (ii) 住 所 ケベック州 (ケベック・シティ)
- (iii) 代表者の氏名 ケベック州知事 Jean Charest

②アルバータ州

- (i) 名 称 アルバータ州政府 (カナダ)
- (ii) 住 所 アルバータ州 (エドモントン)
- (iii) 代表者の氏名 アルバータ州知事 Alison Redford

③マニトバ州

- (i) 名 称 マニトバ州政府 (カナダ)
- (ii) 住 所 マニトバ州 (ウィニペグ)
- (iii) 代表者の氏名 マニトバ州知事 Greg Selinger

④サスカチュワン州

- (i) 名 称 サスカチュワン州政府 (カナダ)
- (ii) 住 所 サスカチュワン州 (レジャイナ)
- (iii) 代表者の氏名 サスカチュワン州知事 Brad Wall

ニ. 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

①ケベック州

- (i) 訴 訟 の 内 容 : 喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の支払いをケベック州政府が、JTI-Macdonald Corp. を含むたばこメーカー (10社) 及び業界団体 (1団体) 等<sup>註</sup>に対し求めたもの

- (ii) 損害賠償請求金額 : 607億カナダドル (約4兆6,900億円 : 1カナダドル=約77.4円)

※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。

②アルバータ州

- (i) 訴 訟 の 内 容 : 喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の支払いをアルバータ州政府が、JTI-Macdonald Corp. を含むたばこメーカー (13社) 及び業界団体

(1団体)<sup>註</sup>に対し求めたもの

(ii) 損害賠償請求金額：少なくとも100億カナダドル（約7,700億円：1カナダドル＝約77.4円）

※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。

③マニトバ州

(i) 訴訟の内容：喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の支払いをマニトバ州政府が、JTI-Macdonald Corp. を含むたばこメーカー（13社）及び業界団体（1団体）<sup>註</sup>に対し求めたもの

(ii) 損害賠償請求金額：請求金額は特定されておりません。

④サスカチュワン州

(i) 訴訟の内容：喫煙に関連する疾病の治療にかかる過去及び将来の医療費相当額の支払いをサスカチュワン州政府が、JTI-Macdonald Corp. を含むたばこメーカー（13社）及び業界団体（1団体）<sup>註</sup>に対し求めたもの

(ii) 損害賠償請求金額：請求金額は特定されておりません。

ホ. 当社の対応

当社及び当社子会社であるJTI-Macdonald Corp. は、提訴の内容を精査した上で、今後、法廷において反論を行うなど、適切に対応してまいります。

以上

(注) ケベック州、アルバータ州、マニトバ州及びサスカチュワン州の各訴訟の被告

JTI-Macdonald Corp.

Philip Morris International, Inc.

Rothmans Inc.\*

Rothmans, Benson & Hedges Inc.

Carreras Rothmans Limited

Altria Group, Inc.\*

Philip Morris USA Inc.

British American Tobacco p.l.c.\*

B.A.T. Industries p.l.c.

British American Tobacco (Investments) Limited

Imperial Tobacco Canada Limited

R.J. Reynolds Tobacco Company

R.J. Reynolds Tobacco International, Inc.

(以上、たばこメーカー13社)

The Canadian Tobacco Manufacturers' Council

(以上、業界団体1団体)

(※) \*印のついた企業はケベック州の訴訟の被告には含まれておりません。